

福岡県公報

平成二十四年三月二日
第三千三百七十号
増刊 ②

目次

教育委員会（第三号）

○福岡県立太宰府特別支援学校の供用開始

（教育庁義務教育課）……………一

教育委員会

福岡県教育委員会告示第三号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）第三条の規定に基づき、福岡県立太宰府特別支援学校の供用開始について、次のように告示する。

平成二十四年三月二日

福岡県教育委員会

名称	位置	供用開始の年月日
福岡県立太宰府特別支援学校	太宰府市	平成二十四年四月一日